



# 野瀬建築



## 過ごしやすくなる!あなたの住まい!

### 階段手摺の必要性

階段の手すり見直し  
ます。

…暑い日が続く中、ご自宅で過ごす時間が増える一方、高齢者に限らず屋内での転倒事故が増加しています。現在では、建築基準法により2階以上の新築住宅の階段には手すりが設置されています。

しかし、規定が施工されたのは平成12年(2000年)で、それ以前に建築された建物には設置されていない可能性もあります。

『手すりの役割』:  
手すりの役割は、転倒を防ぎ歩行や動作を円滑にして快適な日常生活を支えることにあり

ます。特に階段の手すりは年齢に関係なく、動作のバランスを保ち、サポートをする役割があります。

『手すりの工夫』:  
従来のように片側だけ手すりを設置するよりも、両側に設置した方が、登る時も降りる時もより安定して階段を利用することができます。

また握りやすいようすりの太さ(直径)が細い物もあり、握力が弱い高齢者でも滑らないディンプル加工という凹みがある物が主流になっています。手すりは階段だけでなく、浴室やトイレ、

玄関などにもあると便利です。

詳しくは介護リフォーム専門の弊社までご相談ください。

野瀬建築では『住まいに関わる』ご相談を承っております。お気軽にお尋ねください。

◆(有)野瀬建築 II 電話 0120(34)1829、津市高茶屋七丁目6番36号(井村屋通りローソン交差点を西へ)。

